

門真市とイオン株式会社との包括連携協定

門真市(以下「甲」という。)とイオン株式会社(以下「乙」という。)とは、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図るため、次のとおり協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、双方の資源を有効に活用することにより、地域の一層の活性化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、本条に定める事項(以下「連携協力事項」という。)について、連携協力するものとする。

- (1) 子どもの健全育成に関すること
- (2) 健康・福祉に関すること
- (3) 地域産業の活性化に関すること
- (4) 地域のくらし・安全・安心に関すること
- (5) 市政の発信・PRに関すること
- (6) 環境に関すること
- (7) デジタル化の推進に関すること
- (8) 地域を担う人材の育成に関すること
- (9) その他、市民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

3 乙は、連携事項の一部を、甲との協議のうえ、乙の関係会社を実施させることができる。その場合、各当事者の責任範囲その他の必要な事項については、別途書面により定めるものとする。

(機密の保持)

第3条 甲及び乙は、本協定に関して知り得た情報は漏らしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、甲又は乙以外の者に対し、本協定に関して知り得た情報を提供することができる。

2 前項の規定は、本協定が終了した後も存続するものとする。

(協定内容の変更)

第4条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、本協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

(疑義等の決定)

第6条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれの代表者が署名の上、各自その1通を所持する。

令和6年9月30日

甲：大阪府門真市中町1番1号
門真市
市長



乙：千葉市美浜区中瀬一丁目5番地1
イオン株式会社
代表執行役

